

概要版

東大和市子ども・若者未来プラン

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
東大和市

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当市では、令和2年3月に「東大和市子ども・子育て未来プラン」（以下、「前計画」という。）を策定し、「あふれる笑顔ですべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち東大和」を基本理念として、子ども・若者の健やかな成長と自立及び子育て世代を支えるために、さまざまな取組を推進してきました。

前計画が令和6年度をもって終了することから、近年の子ども・若者を取り巻く状況や国や東京都の動向を踏まえつつ、令和7年度以降の当市の子ども・若者に関する取組を総合的に推進するための市町村こども計画として前計画を踏まえ一体的に策定するものです。

なお、子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るため、計画の名称を「東大和市子ども・若者未来プラン」（以下「本計画」という。）とします。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、こども大綱を勘案するとともに、市における以下の計画を包含し、子ども・若者・子育てを総合的に支援するものです。

計画名	根拠法
第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
第2期東大和市次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
第2期東大和市子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
第2期東大和市子どもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

3 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子ども・若者とその家族、地域住民、事業者とします。なお、子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね39歳までとしますが、施策等により、子どもが生まれる前の妊産婦等も含まれます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、必要に応じて、中間見直しを行うものとします。

5 子ども・若者の意見聴取

令和5年4月に施行された「こども基本法」第11条では、「こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずること」を国や地方公共団体に義務付けています。

子ども・若者の意見を本計画に反映するため、子ども・若者を対象とした意見聴取の取組を実施しました。

意見聴取の取組	対象
こどもアンケート	市立小学校在学の6年生 733人
高校生等アンケート	市内在住の高校生世代 2,164人
若者アンケート	市内在住の19歳～24歳 4,989人
児童館インタビュー	児童館来館児童 小学校1年生～6年生 134人
若者インタビュー	二十歳の成人式実行委員会委員 10人
小学生ワークショップ	市立第七小学校6年生 2クラス 48人
中学生・高校生ワークショップ	市内在住・在学の中学生・高校生 12人



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、全ての子ども・若者が、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向け、東大和市の子ども・子育てに関する理念である「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」や、前計画の基本理念である「あふれる笑顔で すべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち 東大和」の方向性などを踏まえ基本理念を設定しました。

【基本理念】

豊かな心と幸せを育み すべての子ども・若者が
未来への希望を持てるまち 東大和

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、施策や具体的な取組を実行していくときの基本的な目標として、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 子どもの誕生前から青年期まで切れ目なく支援します

子ども・若者の幸せな将来の実現に向け、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から保護者及び子どもの発育・発達への支援に取り組めます。

また、子育ては、子どもの誕生前から青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて切れ目なく支え、社会全体で子ども、若者、子育て当事者を総合的に支援します。

- (1) 妊娠・出産・育児期の健康づくりへの支援
- (2) 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備
- (3) 就学前教育と小学校教育との連携
- (4) 家庭教育の充実
- (5) 学び・体験を重視した学校教育、社会教育の充実
- (6) 放課後等の居場所づくりへの支援
- (7) 子どもの健全な成長への支援、青少年の健全育成の推進
- (8) 健やかな成長を支える教育環境の充実
- (9) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

基本目標2 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を支えます

未来を担う子ども・若者の成長と自立を支えるため、子ども・若者の権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援するとともに、子ども・若者の意見表明の機会を創出し、聴取した意見の施策への反映に努めます。

児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した一体的な施策に取り組みます。

また、障害のある方、ヤングケアラー、ひきこもりの状態にある方等、配慮や支援が必要な子どもや家庭を対象に、関係機関等と連携を図りながら、継続的・包括的に支援します。

さらに、経済的困難を抱える等、貧困状態にある子どもや子育て家庭に対しては、相談支援や学習支援など自立につながる支援を推進します。

- (1) 子ども・若者の権利の保障
- (2) 貧困の状況にある子どもたちへの支援
- (3) 障害のある子ども・医療的ケア児等への支援
- (4) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援
- (5) 生きづらさを抱える若者への支援
- (6) 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実

基本目標3 地域全体で子育てしやすい環境づくりに取り組みます

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境をつくるため、家庭と地域が連携し、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭への相談支援や自立を促進するための支援等、ひとり親家庭等とその子どもが安心して地域で暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、保護者及び子ども・若者が安心して過ごせるまちづくりに取り組みます。

- (1) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- (2) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり
- (3) ひとり親家庭の自立支援
- (4) 子どもたちの安全の確保、環境の整備

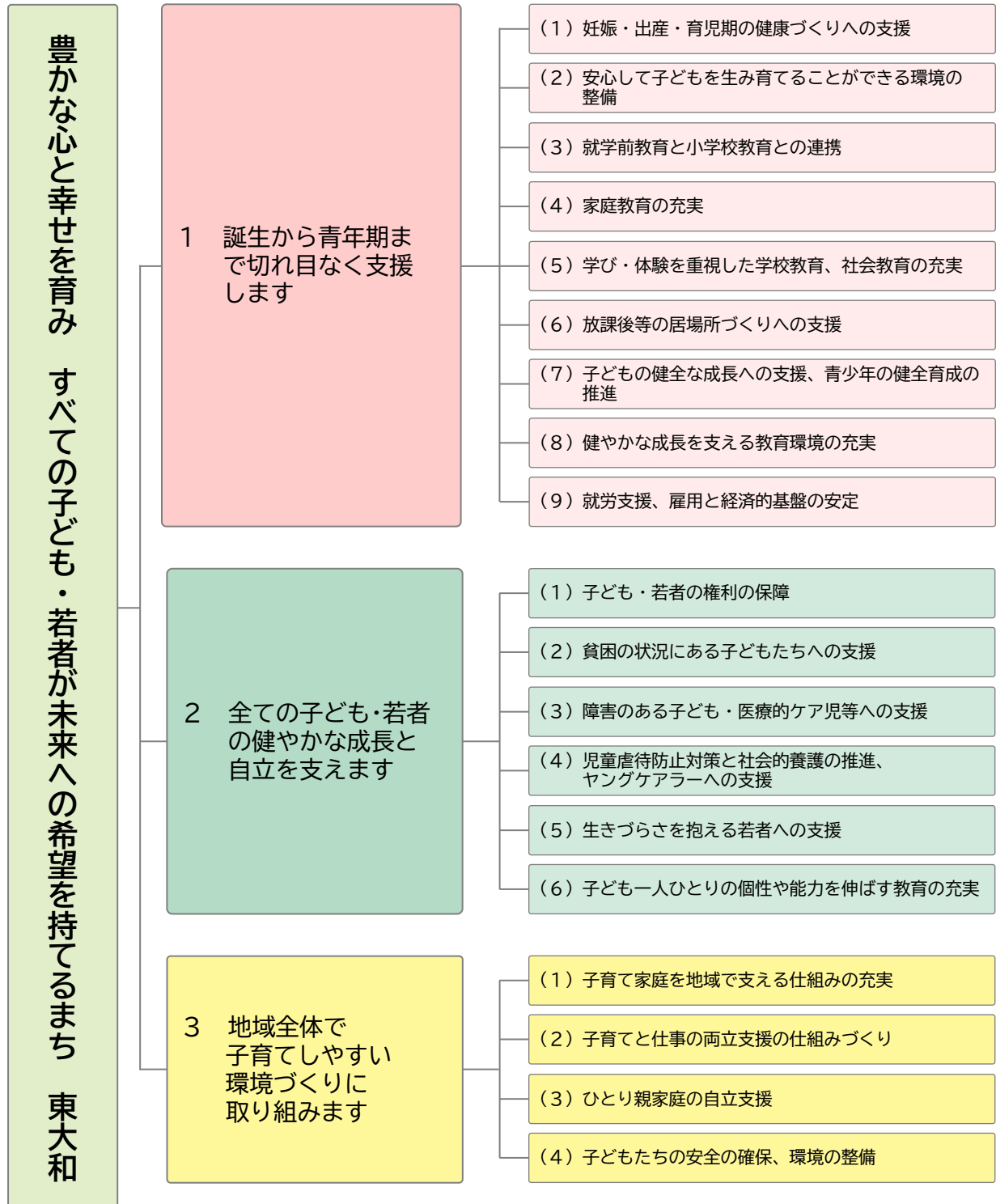
3 体系図

基本理念、基本目標を実現するため、現状と課題を踏まえ「施策の方向性」を設定します。

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。 (単位:人)

		1号	新2号	2号	3号		
		3歳以上 教育希望		3歳以上 保育が必要	2歳 保育が必要	1歳 保育が必要	0歳 保育が必要
令和 7年度	量の見込み(A)	430	80	1,165	342	358	137
	確保策(B)	1,143		1,364	414	360	158
	差引(B)-(A)	633		199	72	2	21
令和 8年度	量の見込み(A)	407	77	1,104	346	354	135
	確保策(B)	1,143		1,344	414	360	158
	差引(B)-(A)	659		240	68	6	23
令和 9年度	量の見込み(A)	393	73	1,066	343	350	133
	確保策(B)	1,143		1,321	414	360	158
	差引(B)-(A)	677		255	71	10	25
令和 10年度	量の見込み(A)	384	72	1,042	339	345	132
	確保策(B)	1,143		1,321	414	360	158
	差引(B)-(A)	687		279	75	15	26
令和 11年度	量の見込み(A)	384	71	1,039	333	342	131
	確保策(B)	1,143		1,321	414	360	158
	差引(B)-(A)	688		282	81	18	27

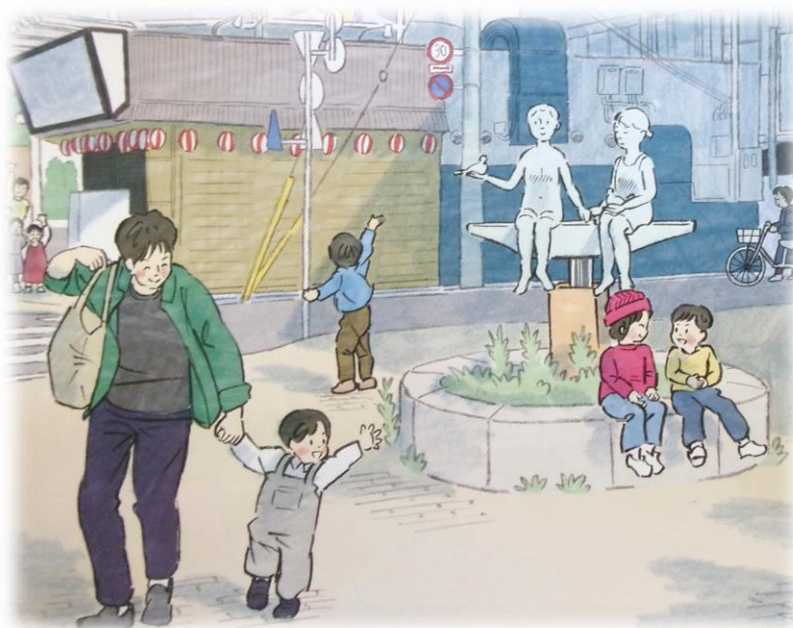
2 地域子ども・子育て支援事業

事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み(A)	197	191	187	184	182
	確保策(B)	197	191	187	184	182
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
放課後児童健全育 成事業(学童保育 所運営事業)(人)	量の見込み(A)	876	892	901	909	914
	1年生	321	312	307	303	294
	2年生	270	281	281	286	291
	3年生	179	189	195	195	197
	4年生	73	73	79	85	88
	5年生	23	25	24	25	26
	6年生	10	12	15	15	18
	確保策(B)	885	885	920	920	920
	差引(B)-(A)	9	△7	19	11	6
子育て短期支援事 業(子どもショ ートステイ事業)(人 日)	量の見込み(A)	251	295	338	378	412
	確保策(B)	812	812	812	812	812
	差引(B)-(A)	561	517	474	434	400

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）（人日）	量の見込み（A）	12,445	12,404	12,257	12,109	11,970
	確保策（B）	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900
	差引（B）－（A）	2,455	2,496	2,643	2,791	2,930
一時預かり事業	①幼稚園・認定こども園による一時預かり事業（人日）	量の見込み（A）	12,468	11,807	11,395	11,147
		確保策（B）	12,468	11,807	11,395	11,147
		差引（B）－（A）	0	0	0	0
	②一時預かり事業・緊急一時保育事業（人日）	量の見込み（A）	3,501	3,397	3,315	3,259
		確保策（B）	7,150	7,150	7,150	7,150
		差引（B）－（A）	3,649	3,753	3,835	3,891
病児保育事業（病児・病後児保育事業）（人日）	量の見込み（A）	939	914	889	858	836
	確保策（B）	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
	差引（B）－（A）	741	766	791	822	844
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（人日）	量の見込み（A）	636	619	602	581	566
	確保策（B）	636	619	602	581	566
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
利用者支援事業	①特定型（箇所）	量の見込み（A）	1	1	1	1
		確保策（B）	1	1	1	1
		差引（B）－（A）	0	0	0	0
	②こども家庭センター型（箇所）	量の見込み（A）	1	1	1	1
		確保策（B）	1	1	1	1
		差引（B）－（A）	0	0	0	0
妊婦健康診査事業（人回）	量の見込み（A）	9,234	9,120	8,987	8,911	8,816
	確保策（B）	9,234	9,120	8,987	8,911	8,816
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事業（人回）	量の見込み	486	480	473	469	464
	確保策（B）	486	480	473	469	464
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
養育支援訪問事業（人回）	量の見込み（A）	95	93	91	89	87
	確保策（B）	95	95	95	95	95
	差引（B）－（A）	0	2	4	6	8
要保護児童対策地域協議会運営事業（子ども家庭支援センター運営事業）		関係機関との連携強化、養育家庭や児童虐待防止等の周知、啓発に努めます。				
実費徴収に係る補足給付を行う事業		令和元（2019）年10月から事業を開始しました。国等の動向を踏まえ、事業を実施します。				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		東京都の事業を活用し、同様の事業を実施しています。引き続き、同様の対応を継続する見込みですが、必要に応じて、本事業の活用を検討します。				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業	量の見込み（A）	192	233	272	313	348
	宿泊型	62	72	83	94	104
	デイサービス型	126	155	182	211	235
	アウトリーチ型	4	6	7	8	9
	確保方策（B）	192	233	272	313	348
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み（A）	1,485	1,440	1,419	1,407	1,392
	確保方策（B）	1,485	1,440	1,419	1,407	1,392
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み（延べ）（A）	91	89	86	84	82
	確保方策（延べ）（B）	91	91	91	91	91
	差引（B）－（A）	0	2	5	7	9
児童育成支援拠点事業		今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。				
親子関係形成支援事業		今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。				
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）		令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向に注視しながら、受入れ体制を整備します。				



計画の推進

1 計画の進行管理・評価、推進体制

- 計画期間中の進行管理、事業の実施状況等の点検・評価については、市長の附属機関である「東大和市子ども・子育て支援会議」において、専門的知見や市民の立場からの視点で意見聴取や調査審議等を行います。
- 子どもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもや子育て当事者からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っていきます。
- 本計画全体を通した「成果指標」については、次のとおり設定し、次期計画策定に向けて行う東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ、評価を行います。

	指 標	区 分	現 状	目指す方向性
計画全体	東大和市における子育て環境や支援への満足度	未就学児保護者	76.4%	増加
		小学生保護者	73.6%	増加
	「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	中学生	72.8%	増加
		高校生	75.7%	増加
		若者	55.8%	増加
	子どもの権利の中で「自分の考えを自由に言えること」が特に大切だと思う子どもの割合	中学生	65.6%	増加
		高校生	57.8%	増加

東大和市子ども・若者未来プラン(概要版)

発 行：東大和市
 編 集：東大和市子ども未来部子育て支援課
 〒207-8585 東京都東大和市中心 3-930

発行日：令和7年(2025年)3月
 電 話：042-563-2111（代表）
 F A X：042-563-5928